

編集委員会内規

第1条（編集委員会）

（1）編集委員会は、その内部に、東日本編集委員会と西日本編集委員会をおき、1年ごとの当番制により、『労務理論学会誌』（以下、単に『学会誌』）の編集・刊行に当たる。

（2）編集業務及び論文の査読は、大会が東日本で開催された年の『学会誌』は東日本編集委員会が行い（これを担当編集委員会という）、西日本で開催された年は西日本編集委員会が行うものとする。

（3）委員長は、必要に応じて、東西合同の編集委員会を開催する。

第2条（字数）

統一論題報告論文、研究論文、研究ノート、書評、その他等については本文・注・図表・文献リストを含めて以下の字数とする。ただし、編集委員長は、編集状況に応じて字数の変更が必要なときは、編集委員との合議の上、その変更を執筆者に指示することができる。統一論題報告論文は15,200字（40字×40行で9頁+20行）以内、研究論文は13,000字（40字×40行で8頁+5行）以内、研究ノートは10,000字（40字×40行で6頁+10行）以内、書評およびその他は5,000字（40字×40行で3頁+5行）以内とする。

第3条（レフリー制と論文の採否）

（1）学会誌編集委員会は、研究論文、研究ノートの査読のために原稿一本について2名の担当編集委員と、レフリーとして担当編集委員以外の者1名を選び原稿の査読を依頼する。査読のためにレフリーに渡される原稿については、執筆者の匿名性が保たれるように配慮する。

（2）レフリーは、原稿の査読結果を、原則として、8月20日までに編集委員長に文書で報告しなければならない。

（3）レフリーによる原稿の査読結果は、A（掲載可）、B（修正のうえ掲載可）、C（掲載不可）の3段階で評価され、併せてその理由が簡潔に明示されることとする。そのために、別に「査読結果報告書」の書式を定める。特に、Bの場合には、修正が加えられるべき部分・内容を具体的に指摘することとする。なお、B評価は短期間（2週間以内）に修正可能と判断できるものとする。

（4）担当編集委員会は、レフリー及び査読担当編集委員の査読結果に基づいて原稿の採否を決定し、その結果を投稿者に連絡する。B評価の場合は、修正が加えられるべき部分を整理したうえで、投稿者に通知する。C評価の場合は、その理由を付して通知する。これらの通知は、原則として、8月末日までに行う。

（5）レフリーの指摘に基づいて原稿の修正が行われる場合、修正原稿の締め切り日は、9月20日とする。ただし締め切り日を変更する場合は編集委員会がこれを決定し、通知する。

(6) レフリーへの謝礼は、1 論文につき、5,000 円とする。

第4条 (論文の転載)

『学会誌』に掲載された論文を執筆者が他の出版物に転用する場合は、予め学会誌編集委員会に文書によって報告するものとする。

第5条 (改訂)

この内規は、理事会の承認を得て、改訂することができる。

附則(施行期日)

この内規は、1999 年 10 月 1 日から施行する。

(改正) 2001 年 6 月 9 日。

(改正) 2001 年 12 月 18 日 (『年報』を『学会誌』に変更)。

(改正) 2003 年 6 月 14 日 (第2条の第6項)。

(改訂) 2008 年 6 月 13 日 (第2条の追加, 第3. 4. 5条の条項変更, 第3条第1項の一部変更)。

(改訂) 2010 年 6 月 11 日。

(改訂) 2019 年 6 月 7 日 (第3条の第1項変更)。

(改訂) 2019 年 6 月 7 日 (第2条の変更)。

(改訂) 2021 年 9 月 9 日 (第3条の第4項, 第5項の一部変更)。